

大阪経済記者クラブ会員各位

「2027年度税制改正に関する要望」建議

事業承継税制特例措置恒久化、取引相場のない株式の
評価方法の確立、法人税率軽減措置の恒久化等を要望

〔お問合せ〕 大阪商工会議所 総務企画部
企画広報室(永長、米田、中辻、中村)
TEL:06-6944-6304

- 大阪商工会議所は、「2027年度税制改正に関する要望」を、本日付で、内閣総理大臣、経済産業大臣はじめ政府関係機関、大阪府知事、大阪市長などに建議する。
- 本要望は、税制委員会（委員長＝高橋知史・大阪シティ信用金庫代表理事会長）が会員の声等をもとに検討を重ね、来年度税制改正大綱への反映を目指し、取りまとめた。

今年度の重点要望3点

1. 強力な事業承継支援の税制が無くなる！？

(添付資料5ページ)

中小企業の事業承継を支える「**事業承継税制 特例措置***」が、2027年末で期限切れを迎える。現行制度は納税「猶予」扱いのため使いづらい。

*非上場の中小企業が事業承継時に相続税・贈与税の納税猶予を受けられる制度

⇒制度の恒久化、一定期間経過後の納税「免除」を要望

2. 中小企業の事業承継が崩壊しかねない！？

(添付資料5ページ)

「**取引相場のない株式の評価方法**」について、国税庁が示す新方式が採用されると、地域の中核的な企業の納税負担が大幅に増え、事業承継が崩壊しかねず、日本経済全体への深刻なダメージが危惧される。

⇒事業承継時の税負担と一体で議論し、
円滑な事業承継に資するものとするよう要望

3. 中小企業の財務基盤を支える税制が無くなる！？

(添付資料12ページ)

飲食料品の消費税減税等の財源候補に、「**中小法人の法人税率軽減措置***」をはじめとする中小企業向け租税特別措置の見直しが挙げられている。

*法人所得 800万円×4%＝32万円/年が減税となる。適用件数は年間100万件以上。

⇒中小企業向けの租税特別措置の縮減反対、とりわけ適用企業が多く、
中小企業の賃上げや設備投資の貴重な原資となっている本措置について、
延長・恒久化を強く要望

2027 年度 税制改正に関する要望

大阪商工会議所

The Osaka Chamber of Commerce and Industry

2026 年 9 月

基本認識

- ・中東情勢、円安、コスト高、足踏みする価格転嫁等の影響により、中小企業等の経営環境は一段と厳しさを増し、事業基盤を有するにもかかわらず、足もとの変化に耐え切れず倒産・廃業に至る例が増えている。
- ・こうした状況を打開するためには、何よりもまず、円滑な事業継続・承継のための支援策が求められる。具体的には、**2027 年末で適用期限を迎える事業承継税制特例措置の恒久化**とさらなる拡充を強く要望する。また、**取引相場のない株式**の評価についても一体的に議論し、**円滑な事業承継に資する新たな評価方法を確立**されたい。
- ・さらに、省人化や成長のための設備投資、持続的な賃上げを後押しする税制の延長拡充も重要である。
- ・一方、財務基盤強化のため、**中小法人における法人税率軽減措置の延長・恒久化**を要望するとともに、2027 年 4 月に予定される**飲食料品の消費税減税**については、影響を受ける中小企業等への資金繰り支援はじめ万全の措置を講じられたい。また 2 年後には、所得に連動したきめ細かな給付を確実に導入すべきである。
- ・かかる観点から、政府・与党におかれては、2027 年度税制改正において、以下の項目の実現に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

目次

◆ 要望内容（全28項目、うち新規（★）12項目）

I. 成長に資する事業承継、M&A 支援 5

《重点》 1. 新たな事業承継税制の確立★

- （1）事業承継税制特例措置の恒久化

《重点》 2. 円滑な事業承継に資する取引相場のない株式の評価方法の確立★

3. 事業承継支援

- （1）相続時精算課税制度の年齢制限の緩和
- （2）従業員承継における優遇措置

4. M&A 支援

- （1）中小企業事業再編投資損失準備金制度の延長・手続きの簡素化
- （2）M&A 関連費用の取扱い判断基準の明確化★

II. 成長に向けた投資の促進 8

1. 成長を促す租税特別措置の適用期間の拡大★

2. 設備投資支援

- （1）中小企業投資促進税制の延長・拡充
- （2）中小企業経営強化税制の延長・拡充★
- （3）償却資産に係る固定資産税の廃止、もしくは軽減措置の延長
- （4）防災・減災投資促進税制の延長・拡充★
- （5）建物等の償却資産における定率法の適用

3. 人的資本への投資支援

- （1）賃上げ促進税制の延長・拡充★

4. イノベーション促進

- （1）イノベーション拠点税制の拡充

5. 副首都の整備に係る税制措置★

Ⅲ. ビジネス基盤強化.....12

《重点》 1. 中小法人における法人税率軽減措置の延長・恒久化

2. 交際費課税の特例措置の延長・拡充

3. 飲食料品消費税減税への対応

- (1) 影響を受ける事業者への支援★
- (2) 「所得に連動したきめ細かな給付」の確実な導入★
- (3) 適切な財源の確保★

4. 商業地等に係る固定資産税の軽減

5. 欠損金繰越控除制度の拡充

6. 中小企業等に対する過重な税負担、不公平な制度への反対

7. 企業の納税事務全般の負担軽減

Ⅳ. 大阪府・大阪市への要望.....15

- (1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- (2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- (3) 中小企業等に対する事業所税の軽減措置の創設
- (4) 宿泊税の有効活用★

I. 成長に資する事業承継、M&A 支援

《重点》1. 新たな事業承継税制の確立★

(1) 事業承継税制特例措置の恒久化

《2027 年 12 月末で期限切れ》

	一般措置 (2008年10月から)	特例措置 (2027年12月31日まで)	一般措置の拡充案 (2028年1月1日以降)
事前の計画策定等	不要	特例承継計画の提出 (2027年9月30日まで)	不要
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)	なし
対象株式	総株式数の最大3分の2まで	全株式	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持	弾力化（実質撤廃）	弾力化
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし	あり 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除	あり

- 一般措置を拡充し、実質的に特例措置を恒久化
- 適用後、一定期間経過時点で納税を免除する制度の導入★

《背景》

- ・ 現行制度では、納税猶予が取り消されるリスクが活用の障壁となっている。

《重点》2. 円滑な事業承継に資する取引相場のない株式の評価方法の確立★

- 事業承継時の税負担と一体で議論し、中小企業等の円滑な事業承継に配慮すべき★
- 政府の戦略である「強い経済の実現」「成長投資の拡大」に沿った制度にすべき★

《背景》

- ・ 取引相場のない株式の評価方法の見直しについて、国税庁の有識者会議で検討が行われている。中小企業等の円滑な事業承継に十分配慮し、見直しによる影響の範囲・税負担の大きさ等に対する入念な検証が不可欠。拙速な見直しには断固反対。
- ・ 現在、見直し案として示されている「残余利益方式」は、高い技術力等によって「稼ぐ力」を有し、日本経済の根幹を支える企業群の事業承継を崩壊させかねない。その影響は、わが国の経済安全保障やサプライチェーンの崩壊に直結し、日本全体に深刻なダメージを与えるものと強く危惧する。

- ・ さらには、高市政権が掲げる成長戦略である「強い経済の実現」「成長投資の拡大」に逆行しており、到底容認できない。

3. 事業承継支援

(1) 相続時精算課税制度の年齢制限等の緩和

【税制概要】 2,500 万円まで贈与税の特別控除が可能（年 110 万円まで基礎控除）。贈与者死亡時に贈与財産と相続財産を一括して相続税を計算する制度。

贈与者：60 歳以上の父母・祖父母、受贈者：18 歳以上の子や孫。

- 贈与者・受贈者の年齢制限緩和や、叔父から甥等直系以外の適用等、対象者を拡大

(2) 従業員承継における優遇措置

- 金融機関から株式買取資金の融資を受けた場合のローン減税制度の創設

＜＜背景＞＞

- ・ 近年、従業員承継は増加傾向にあるものの、株式買取資金の確保が課題となっている。

4. M&A 支援

(1) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の延長・手続きの簡素化

《2026 年度末で期限切れ》

【税制概要】 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回の M&A を後押しする税制。経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が M&A を行う際、株式等の取得価額の一定割合を積立金処理した場合に、その積立額を損金算入可能とする制度。

- 事前の経営力向上計画の認定に代わり、事後の PMI 計画（M&A 後の統合作業計画）での認定を可能とする

＜＜背景＞＞

- ・ 経営力向上計画の認定は、手続きが複雑であるうえ M&A におけるスケジュール上の制約が大きく、制度活用の障壁となっている。

(2) M&A 関連費用の取扱い判断基準の明確化★

- デューデリジェンス費用、アドバイザリー費用、仲介手数料等について、税務上の取扱い判断基準を通達等で明示★

＜＜背景＞＞

- ・ 資産の取得価額に算入すべきか、損金として計上すべきかの判断基準が必ずしも明確でなく、不確実性が成長戦略としての M&A 検討の障壁となっている。

Ⅱ. 成長に向けた投資の促進

1. 成長を促す租税特別措置の適用期間の拡大★

- 中長期で計画する投資や研究開発を後押しするため、適用期間を 5 年程度に延長★

2. 設備投資支援

(1) 中小企業投資促進税制の延長・拡充 《2026 年度末で期限切れ》

【税制概要】機械装置等を取得等した場合に特別償却（30%）または税額控除（7%）が可能。資本金 3,000 万円超の企業は税額控除が選択できない。

- ソフトウェアの投資下限額を 40 万円に引下げ（現行：70 万円）
- 税額控除の対象を資本金 3,000 万円超の法人にも拡充

＜背景＞

- ・ソフトウェアへの投資が増加する中、攻めの IT 投資、守りのサイバーセキュリティ対策の双方が重要。少額減価償却資産の損金算入特例（対象：取得価額 40 万円未満）と併せて切れ目のない支援を実施すべき。

(2) 中小企業経営強化税制の延長・拡充★ 《2026 年度末で期限切れ》

【税制概要】「経営力向上計画」に基づく設備投資につき、即時償却または税額控除（10%）

※資本金 3,000 万円超の法人は税額控除 7%

- ソフトウェアの投資下限額を 40 万円に引下げ（現行：70 万円）
- 「100 億宣言企業」の税額控除率引上げ（現行 10%→15%）★
- 「10 億宣言企業」を対象に新類型（税額控除率 15%）を創設★

＜背景＞

- ・中小企業庁が 2027 年度に創設する、売上高が 1 億円から 10 億円未満の成長意欲のある中小企業等が、売上高 10 億円を目標に掲げる「10 億宣言」をする仕組み。
- ・成長意欲を持つスタートアップや中小企業等の設備投資の後押しは、大阪・関西万博で展示・活用された技術の社会実装支援にも資する。

（３）償却資産に係る固定資産税の廃止、もしくは軽減措置の延長

《2026 年度末で軽減措置が期限切れ》

- 設備投資の阻害要因であるため廃止すべき
- 他方、廃止が実現するまでの間は、先端設備等導入計画に係る固定資産税の軽減措置を延長すべき

（４）防災・減災投資促進税制の延長・拡充★ 《2026 年度末で期限切れ》

【税制概要】事業継続力強化計画等の認定を受け、取得した設備に対して取得価額の 16%の特別償却が適用可能。

- 優遇措置に税額控除を追加★
- 感染症やサイバー攻撃の対策設備（ソフトウェア含む）を対象に追加★

＜＜背景＞＞

- ・感染症やサイバー攻撃対策は、事業継続力強化計画に含めることが推奨されているが、税制支援の対象外。

（５）建物等の償却資産における定率法の適用

- 建物附属設備、構築物における定率法の適用

＜＜背景＞＞

- ・定額法適用によって償却限度額が縮小し、中小企業等の手元キャッシュ減少による資金繰り悪化や、設備投資の抑制につながりかねない。

3. 人的資本への投資支援

(1) 賃上げ促進税制の延長・拡充★

《中小企業、中堅企業向け税制は2026年度末で期限切れ》

【制度の概要】		中小企業向けの要件等は変更なし		中堅企業向けは 2026年度末で廃止		控除上限：法人税額等の20%	
	中小企業 (資本金 1 億円以下)		中堅企業 (従業員数2,000人以下)		大企業		
	要件	税額控除率 (最大35%)	要件	税額控除率 (最大30%)			
基本	雇用者全体の 給与総額増加率 +1.5%以上	給与増加額 ×15%	継続雇用者の 給与総額増加率 +4%以上 (※1)	給与増加額 ×10%	2025年度末 で廃止		
繰越控除措置	繰越期間 5 年間 (※2)		見直し	—			
上乗せ① (賃上げ)	対前年度 +2.5%以上	+15%	対前年度 +5%以上	+ 5%			
			対前年度 +6%以上	+ 10%			
上乗せ② (両立支援等)	「くるみん認定」または「えるぼし認定」の認定を受けた企業は +5% 上乗せ (※3)						

教育訓練費の増加に係る上乗せ措置は、中小・中堅企業ともに、2025年度末で廃止

- (※1) 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業」については、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要
 (※2) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能
 (※3) 中小企業は「くるみん or えるぼし二段階目以上」、中堅企業は「プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上」
 2024年4月1日以降の認定が対象。



- 「一人当たり給与等支給額」による計算方法も選択可能とする★
- 中堅企業向け税制の延長★

《背景》

- ・ 現行は、「全ての国内雇用者に対する給与等の支給額」で計算することになっており、賃上げをしていても雇用者が減る等で条件を満たさない可能性がある。

4. イノベーション促進

(1) イノベーション拠点税制の拡充

【税制概要】 特許権・AI関連のプログラムの著作物から生じるライセンス等の所得に対して
30%を所得控除

- 実用新案から生じる所得も対象化

5. 副首都の整備に係る税制措置★

- 副首都への本社移転企業等への税制優遇策の創設
- バックアップ投資や成長投資を促進する税制措置の創設
- 外国企業や人材の集積を促進する税制措置の創設

（例：法人道府県民税・法人事業税について、副首都へ進出する外国企業に対して免除、日本企業に対して軽減する措置）

《背景》

- ・ 首都中枢機能のバックアップと、多極分散型経済圏の形成に資する副首都を整備することが肝要

Ⅲ. ビジネス基盤強化

《重点》1. 中小法人における法人税率軽減措置の延長・恒久化

《2026 年度末で期限切れ》

対象	本則税率		軽減税率
大法人 (資本金 1 億円超 の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下 の法人)	年800万円超 の所得金額	23.2%	— 最大32万円 の軽減
	年800万円以下 の所得金額	19% → 15%	
	〃 所得10億円以上の場合	19%	17%

《背景》

- ・ 年間100万社以上の法人に適用され、本税制は中小法人の賃上げや設備投資を支える貴重な原資。
- ・ 中東情勢の緊迫化に伴う物価高や円安、不十分な価格転嫁などにより、経営環境が一層不安定さを増すなか、財務基盤の強化が不可欠。

2. 交際費課税の特例措置の延長・拡充

《2026 年度末で期限切れ》

【税制概要】 中小法人は、①800 万円までの交際費等の損金算入、②接待飲食費の 50%相当額の損金算入のいずれかを選択適用可能。資本金 1 億円超 100 億円以下の法人は、接待飲食費の 50%まで損金算入が可能。資本金 100 億円超の法人は全額損金不算入。
なお、1 人当たり 10,000 円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれる。

- 全額損金算入可能な上限金額（現行：800 万円）の引上げ
- 損金算入可能な飲食費総額の割合（現行：50%）の引上げ

3. 飲食料品消費税減税への対応★

(1) 影響を受ける事業者への支援★

- 減税に伴うシステム改修費への補助
- 消費税還付を含む資金繰り支援
- 値札等における総額表示義務の緩和
- 外食需要喚起策

(2) 「所得に連動したきめ細かな給付」の確実な導入★

- 2年後に消費税率を戻し、所得に連動したきめ細かな給付の本格導入
- 税額控除と給付を組み合わせる「給付付き税額控除」の継続的な検討

(3) 適切な財源の確保★

- 消費税減税の代替財源の明確な打ち出しによる、市場の信認の獲得
- 中小企業等の賃上げや成長投資に資する補助金や租税特別措置の縮減反対

4. 商業地等に係る固定資産税の軽減

《2027年度に評価替え》

【税制概要】地価の上昇に伴う急激な税負担の増加を抑えるため、土地の「負担水準（前年度課税標準額÷当年度評価額）」に応じて課税標準額を段階的に調整・据え置く仕組み。

- 負担調整措置の維持と条例減額制度の延長

＜＜背景＞＞

- ・赤字企業にも課税されるうえ、地価の上昇に伴う税負担の増大が成長の阻害要因となる。

5. 欠損金繰越控除制度の拡充

- 欠損金の繰越対象期間の無期限化（現行：10年）
- 中堅企業（資本金10億円以下）の欠損金の繰越控除上限（現行：50%）を100%（中小法人等と同様）へ引上げ
- 欠損金の繰戻還付の対象期間を拡充（現行：前事業年度のみ）

6. 中小企業等に対する過重な税負担、不公平な制度への反対

- (1) 外形標準課税の適用拡大の反対**
- (2) 特定同族会社の留保金課税の強化の反対**
- (3) 事業所税の廃止**
- (4) 印紙税の廃止**
- (5) 二重課税の見直し**

消費税と印紙税、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税）等

7. 企業の納税事務全般の負担軽減

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化
- 複雑な制度やルール of 簡素化（少額の減価償却資産における金額基準・対象範囲の統一等）

IV. 大阪府・大阪市への要望

（１）法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

【税制概要】大阪府は、道路網・公共交通などの都市基盤整備や万博後の成長戦略の財源として、超過課税を 2029 年まで継続。大阪市とともに、実質的に超過課税が恒常化。

- ・大阪府 法人住民税（法人税割）の超過課税は 2%（標準税率 1 %）

- ・大阪府 法人住民税（均等割）の超過課税は標準税額の 1.5～2 倍

※資本金 1,000 万円超の法人の場合

- ・大阪市 法人住民税（法人税割）の超過課税は 8.2%（標準税率 6%）

※資本金 1 億円超で法人税額が年 2,000 万円超の法人の場合

（２）固定資産税・都市計画税の負担水準の引下げ

【税制概要】負担水準とは、前年度課税標準額の当年度価格に対する割合で、当年度課税標準額算出の根拠となるもの。一律に負担水準の上限を 70%まで引下げる減額措置があり、条例により、さらに 60%～70%の範囲で引下げる事が可能。

東京都では、中小企業者等を支援するための軽減措置が設けられており、400 m²の土地のうち、200 m²以下の部分については、非住宅用地に対し固定資産税、都市計画税ともに 2 割軽減される。

- 商業地等の負担水準の上限を 60%に引下げ
- 中小企業については軽減措置を創設

（３）中小企業等に対する事業所税の軽減措置の創設

（４）宿泊税の有効活用★

【税制概要】2025 年 9 月から大阪府内の条例改正により課税対象が拡大され、2026 年度税収は 86 億円の予定（2024 年度 33 億円）。

- インバウンド観光客が多く訪れるエリアの環境美化対策のさらなる強化（トイレ、ごみ箱の設置等）
- IR を含むホスピタリティ産業の高度化を支える人材育成や周遊観光商品の造成支援等★

＜＜背景＞＞

- ・2026 年度からごみ問題などのオーバーツーリズム対策に宿泊税の一部が充てられているが、引き続き地元の事業者には過度な負担がかかっている。

以 上